年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

高知厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社B工場における資格喪失日は昭和35年2月22日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給 していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の 記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月22日から同年11月24日まで

② 昭和32年1月27日から35年11月24日まで

私は、婚姻した昭和 35 年2月*日にはA社B工場を退職していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 11 月 24 日と誤って記録されているので、申立期間①の記録を訂正してほしい。

また、A社B工場での厚生年金保険加入期間である申立期間②については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、婚姻時(昭和35年2月*日)にはA社 B工場を退職していた旨を主張しているところ、当時、同事業所で厚生年 金保険の被保険者資格を取得し、かつ申立人と同様、同事業所の社員寮に 居住していたとする同僚からは、「申立人は、結婚するからと言って退職 した。」旨の供述が得られた。

また、申立人は、申立期間①中の昭和35年夏頃は別の事業所に勤務していた旨を主張しているところ、申立人が供述する当該事業所の所在地、勤務形態、従業員数等の勤務状況等と、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者が供述する勤務状況等は合致している上、A社の商

業登記簿において役員等として申立人の氏名が確認できないことから考えると、申立人は、少なくとも、別の事業所での勤務期間中はA社B工場に勤務していなかったものと考えることが自然である。

さらに、申立人は、前述の婚姻日に改姓しているところ、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の氏名は、当該婚姻日から約9か月以上経過した昭和35年11月24日の被保険者資格の喪失日まで変更処理がなされておらず、旧姓のまま管理されていることから考えても、当該名簿における申立期間①の記録は申立人のものとは考えにくい。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 35 年 2 月 22 日に厚生年金 保険被保険者資格を喪失し、申立期間①については、A社B工場における 勤務及び事業主による厚生年金保険料の控除が無かったものと認められる。

2 申立期間②について、当該期間に係る脱退手当金は、昭和 35 年 12 月 28 日に脱退手当金が支給決定されているところ、前述のとおり、申立人は、申立期間①について、A社B工場に勤務していたとは認められないことから、申立人の委任に基づき事業主により代理請求がなされたとは考えにくい。

また、前述のとおり、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿での申立人の氏名は旧姓のまま管理されていることから、申立期間②に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は婚姻により改姓しており、改姓から約10か月経過後に当該期間に係る脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人が当該期間に係る脱退手当金を請求したとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、 申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

高知厚生年金 事案 625

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

入期間として認めてほしい。

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年12月2日まで 私は、昭和48年8月から、私の叔父であるA氏のB丸に乗船勤務してい たにもかかわらず、同氏での船員保険被保険者資格の取得日が49年12月 2日とされ、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月6日から49年12月2日まで、AのB丸に甲板員として乗船勤務していたことが確認できる。

しかし、都道府県が保管するB丸の漁船原簿を見ると、申立人は、申立期間当時、同船の共同所有者の一人として記載されている上、Aの船舶所有者別被保険者名簿により確認できる同船の船舶所有者名及び当時の複数の同僚等の供述から判断すると、当時、申立人は、船員保険には加入できないものとされている同船の船舶所有者の関係者として認識されていたことが推認できる。

また、当時の複数の同僚等からは、「申立人は、申立期間当時、船舶所有者の一員として、勉強のために見習いとして乗船していた。」旨の供述が得られた上、申立人も、「当初、一航海だけ乗船する予定であったが、結局、三航海乗船勤務した。」旨を供述していることを踏まえると、申立人は、同氏での船員保険被保険者資格を取得するまで、船員保険の未加入者として取り扱われていたものと考えても不自然ではない。

さらに、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、かつ国民年金保険料を納付していることが確認で

きる上、申立期間当時、Aの船員保険に係る各種手続を行っていたC組合 (D組合から名称変更) が保管する申立人の船員カード及び申立人が提出した船員保険年金番号証に記載された船員保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から46年1月11日まで 私は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額(2万2,000円から 3万円)が、実際に支給されていた金額(約10万円)よりも低額である ので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立人と同職種(整備)であったとされる同僚(申立人と同日取得者を含む。)の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当時の同僚からは、「自分の標準報酬月額は正しいと思う。」旨の供述が得られた。

また、申立人が主張する申立期間の給与支給額(約10万円)は、申立期間のうち、昭和43年11月1日から44年11月1日までの期間における標準報酬月額等級の上限(23等級6万円)を超えていることが確認できる。

さらに、A社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して 訂正された痕跡は認められず、申立期間について、申立人の主張する標準報 酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。